

あなたの一票が未来を決める

●問い合わせ 水巻町選挙管理委員会
☎201局4321番

4月は統一地方選挙が行われていますが、統一地方選挙後半の4月21日(日)は、水巻町議会議員一般選挙が行われます。水巻町の未来を決める一票です。ぜひ投票しましょう。

4年に一度の統一地方選挙とは

統一地方選挙とは、その年の3月から5月までに任期を迎える首長や地方議員を対象に期日を統一して選挙を行い、全国的に有権者の関心を集め、投票率を上げることがを目的に、4年に一度実施されています。

選挙は自分たちの生活に直結

選挙は自分たちの生活とどれほど関連しているのでしょうか。例えば、高齢化が進み、高齢者が

投票率は40年前と比較し、約40%減少

近年、全国的に選挙の投票率が低いことが問題となっています。水巻町の町議会議員一般選挙の投票率はどうなっているのでしょうか。

実は町議会議員一般選挙の投票率は左上のグラフにあるように、40年前と比較し約40%も減少しています。昭和54年の町議会議員一般選挙では投票率が87・57%だったものが、前回の平成27年では50・01%となっています。さらに昭和54年以前では、投票率が90%を超えている選挙もしばしばあり、有権者が選挙に行くことは当たり前前のことでした。

また、平成26年の衆議院議員総選挙では、投票した人の世代間の投票率に大きな隔たりがあることが分かりました。20代の投票率は29・72%であるのに対し、70歳～74歳の投票率は72・16%で、20歳代の投票率は半分以下で、若年層の投票率の低さが顕著に表れていました。

公職選挙法改正 投票権が18歳以上へ

平成28年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これは国が調査を行った191か国・地域のうち、約90%で選挙権が18歳から認められていて、国際標準に合わせるために変更されたものです。

自宅で過ごしやすいような町にしてほしい。この地域に公園が無いため、作ってほしい。町の予算や決算は適正なのか。こういったことを話し合うとき、本来町民全員で話し合うことが望ましいでしょう。しかし、現実には全員で話し合うことは難しいため、私たちは自分たちの代表である議員を選び、その議員たちが話し合いをし、解決策などを決めていきます。議員とは、自分たちの意見を代弁してくれる人なのです。特に今回実施される町議会議員一般選挙は、国政選挙などよりもさらに私たちの生活に密接に関係してきます。

選挙権年齢が変更されるのは昭和20年以来、70年ぶりのことでした。今回、実施される町議会議員一般選挙は、選挙権年齢が18歳に改正されて、初めての選挙です。

4月21日は私たちの代表を決める日

選挙に行ったことのない人のため、投票方法を紹介します。

【投票方法】

- ①自宅に送られてきたハガキ(投票所入場券)に書かれた投票所にそのハガキを持っていく。(写真①)
 - ②受付で投票用紙を受け取る。(写真②)
 - ③候補者名を記入する。(写真③)
 - ④投票する。(写真④)
- もし、手が不自由などで投票用紙に候補者名を書くことができなかったら、受付の係員に申し出てくださいます。「代理投票」という制度があります。

また当日、投票に行けない人には、「期日前投票」「不在者投票」という制度もあります。

自分が一票投票したからといって、何も変わらないだろうと考えている人もいませんか。ただ、何事も積み重ねが大事です。一人一人が行動に移せば、きっと大きな力となるでしょう。4月21日は私たち住民の代表である議員を決める大事な日です。投票に行き、みんなで町の未来を考えましょう。

④ 投票

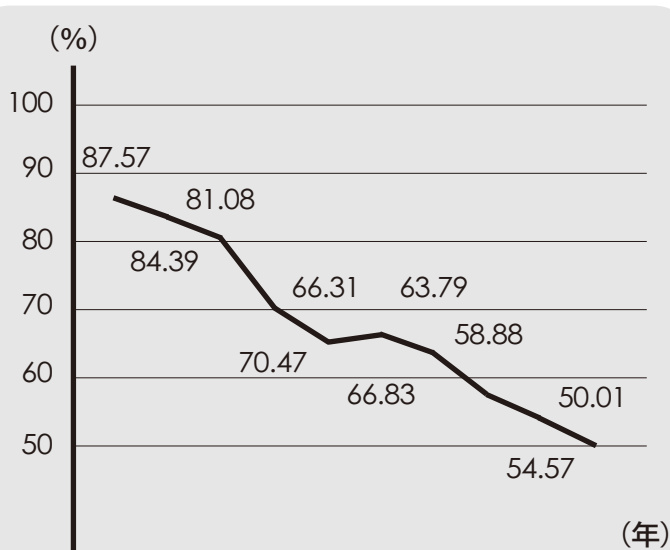
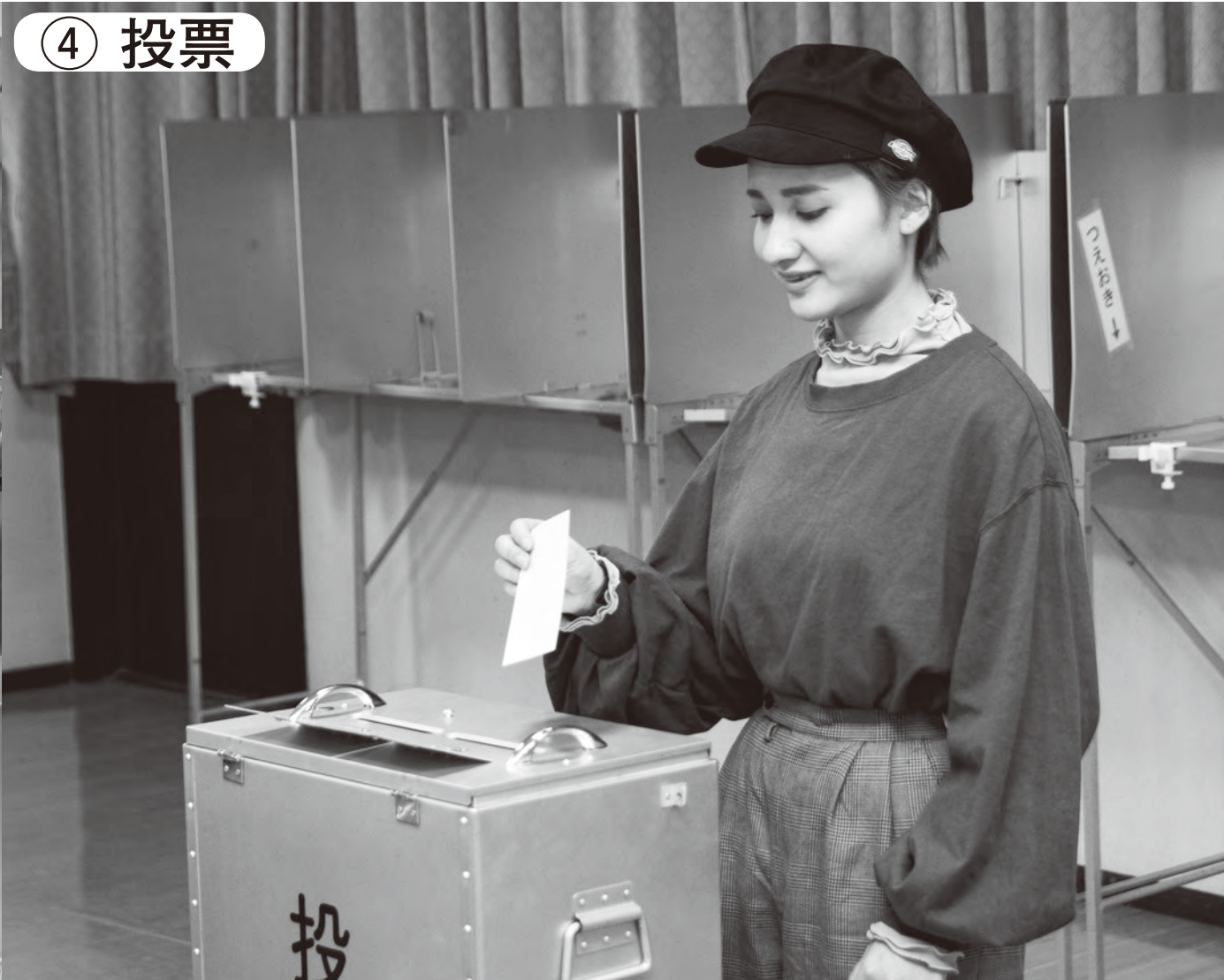
①受け付けで
投票所入場券を渡す



②投票用紙を受け取る



③記入



昭和 54 昭和 62 平成 7 平成 15 平成 23
昭和 58 平成 3 平成 11 平成 19 平成 27

投票率の推移 (町議会議員一般選挙)

昭和 54 年 町議会議員一般選挙 何と 投票率 87.57%

水巻町議会議員一般選挙

4月21日(日)
午前7時～午後8時

●投票できる人 平成13年4月22日までに生まれた人で、平成31年1月15日以前から引き続き水巻町内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

投票所入場券(ハガキ)を郵送します

投票所入場券は、水巻町選挙管理委員会から郵送します。入場券には、あなたが投票できる投票所が書いてあります。

※入場券は、住民基本台帳に記録されている住所以外には郵送されません。郵便局に転送の届け出をしても、水巻町選挙管理委員会へ返送されます。

※同一世帯でも同じ日に郵送されない場合があります。

入場券をなくした場合や届かなかったときは

入場券をなくした場合や入場券が何らかの事情で届かなかった場合は、投票のときに健康保険証や運転免許証など本人と確認できるものを持って、投票所の係員に申し出てください。手続き後、投票することができます。

※平成31年4月6日以降に町内転居の届け出をした人は、転居前の住所に該当する投票所で投票してください。

立候補届出受付

【立候補届出受付】

- とき 4月16日(火) 午前8時30分～午後5時
- ところ 中央公民館大ホール

●問い合わせ
水巻町選挙管理委員会 ☎ 201-4321

点字投票・代理投票

視覚障がいのある人は「点字投票」ができます。また、身体の障がいなどで字を書くことができない人は、投票所の係員が代筆する「代理投票」ができます。

投票の秘密は、固く守られます。希望する人は、投票所内の係員に申し出てください。

病院や施設に入所している人は不在者投票ができます

指定病院・指定施設に入院・入所中の人は、病院や施設で不在者投票ができます。

また、長期出張などで投票日に投票できない人も不在者投票ができます。

●不在者投票受付期間 4月17日(水)～20日(土)

※詳しくは病院や施設、水巻町選挙管理委員会に早めに問い合わせてください。

期日前投票は
役場1階101会議室へ

仕事や旅行、外出、入院などで投票日に投票できない人は、役場で期日前投票ができます。

期日前投票をする人は、町選挙管理委員会が郵送した入場券の裏面の宣誓書に必要事項を記入し、入場券を持って期日前投票所に来てください。

●期日前投票受付期間 4月17日(水)～20日(土) 午前8時30分～午後8時

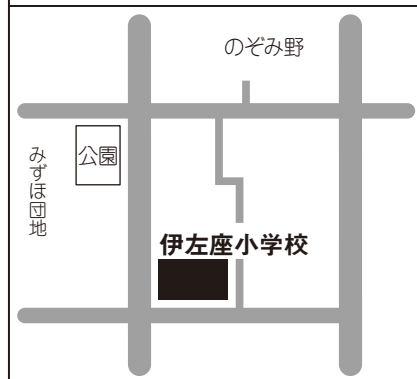
ここが
あなたの投票所！



第1投票所

●伊左座小学校講堂

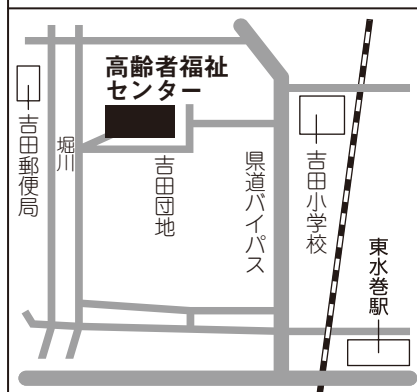
伊左座、立屋敷、二東、二西、下二東、下二西



第2投票所

●高齢者福祉センター(サクラほーる)

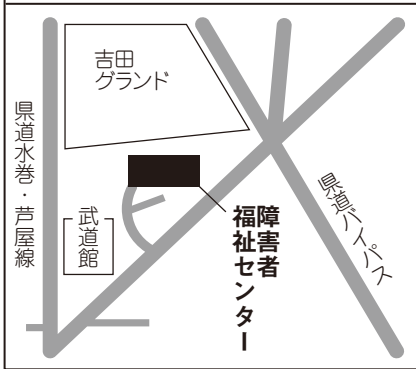
吉田東2丁目13番1～11号、吉田東3丁目3番1～24号、吉田東3丁目4番、吉田東4丁目、吉田東5丁目、吉田西3丁目5番～22番、吉田西4丁目、吉田西5丁目、吉田団地、吉田南



第3投票所

●障害者福祉センター

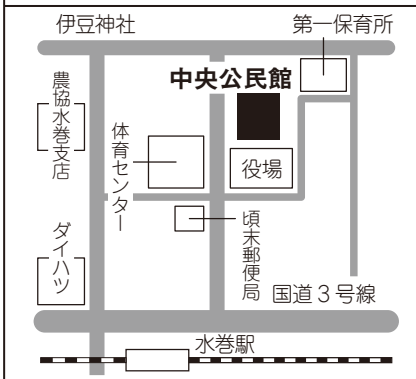
頃末南3丁目10番11・12号、頃末南3丁目28番・33番、美吉野、宮尾台、鯉口、吉田東1丁目、吉田東2丁目(13番1～11号を除く)、吉田東3丁目1・2番、吉田東3丁目3番25～45号、吉田西1丁目、吉田西2丁目、吉田西3丁目(5～22番を除く)



第4投票所

●中央公民館大ホール

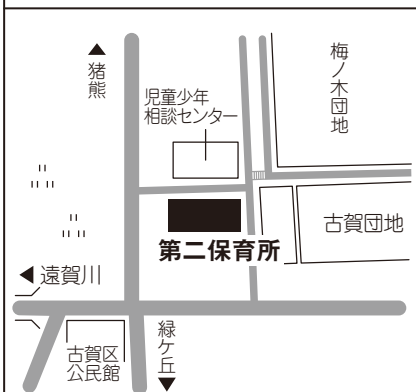
頃末北、杵(2丁目8番12・14号を除く)、高尾、中央、頃末南(3丁目10番11・12号、28番、33番を除く)、緑ヶ丘



第5投票所

●第二保育所

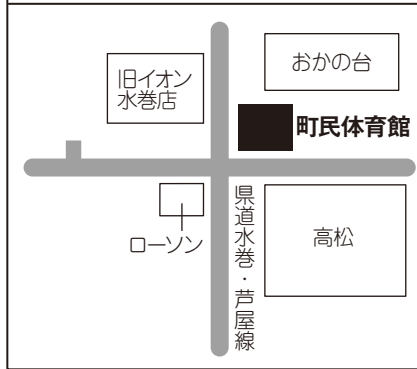
杵2丁目8番12・14号、古賀、梅ノ木団地



第6投票所

●町民体育館

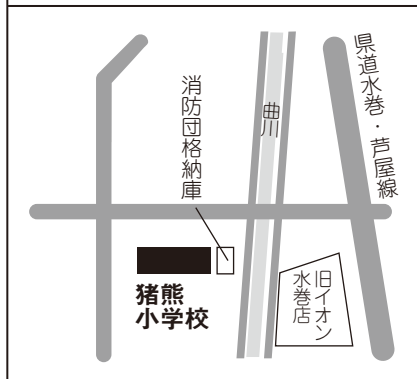
高松、おかの台、樋口東



第7投票所

●猪熊小学校講堂

猪熊、樋口



期日前投票所

●役場101会議室

▷受付期間
4月17日(水)～20日(土)
午前8時30分～午後8時

